平成２５年（フ）第３１６号
金沢市入江２丁目333番地
破産者　有限会社オーツーワイ梱包運輸
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９３号
岐阜市上川手271番地４
破産者　篠田　圭三
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５３号
岐阜県羽島市福寿町本郷195番地　レジデンス長良105号室、開始決定時の住所岐阜県羽島市正木町須賀赤松472番地
破産者　シャン美容室こと　森　　美義
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
静岡県富士宮市外神東町169番地の２
破産者　有限会社小林塗装
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４１号
静岡県下田市大賀茂1432番地の23
破産者　有限会社ナカガワ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５６９号
静岡県磐田市岩井2354番地の１
破産者　株式会社プランド・ニーイチ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３９０号
静岡県浜松市東区上西町55番地の９ＷＩＮＳⅢ
破産者　大王フーズプロダクツ株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
兵庫県加西市常吉町647番地の８
破産者　玉島機械工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１８０号
島根県松江市東出雲町揖屋1112番地３
破産者　田中　　晃
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７４号
長崎県大村市溝陸町408番地24
破産者　信愛エキスプレス株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７１号
茨城県かすみがうら市宍倉3121番地１
破産者　髙森よう子
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１７号
茨城県土浦市滝田２丁目182番地
破産者　中野小百合
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲233番地５　Ｃｈｕｍハウス３号室
破産者　白水　博之
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２０９７号
札幌市中央区南６条西16丁目２番25号　タウンコート南６条105号
破産者　井関　清夏
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
北海道苫小牧市桜木町３丁目12番12号
破産者　小山内友美（旧姓安田）
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４９号
北海道苫小牧市澄川町７丁目２番４号　ルシュクル103号
破産者　松家トシ子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４８１号
宮城県柴田郡大河原町字町153番地３
破産者　大友　信義
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７５９号
仙台市宮城野区幸町１丁目17番28号　野口アパート201
破産者　内藤　洋子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
長野市伊去351番地１
破産者　金村富弘こと　金　　富弘
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
長野市伊去351番地１
破産者　金村仁宣こと　金　　仁宣
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係